

令和8年第3回武蔵村山市教育委員会定例会議事日程

令和8年3月25日（水）

午前9時30分開議

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 請願第 1 号 水泳の授業における人員増加に関する請願
- 5 議案第11号 令和8年度教育予算の補正（第1号）の申出に係る臨時代理の承認について
- 6 議案第12号 武蔵村山市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則について
- 7 議案第13号 武蔵村山市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規則の一部を改正する規則について
- 8 議案第14号 武蔵村山市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
- 9 議案第15号 武蔵村山市奨学資金条例施行規則の廃止の申出について
- 10 議案第16号 武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
- 11 議案第17号 武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則について
- 12 議案第18号 武蔵村山市立学校職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程について
- 13 議案第19号 令和8年度武蔵村山市学校給食基本計画について

- 14 議案第20号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命について
- 15 議案第21号 武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について
- 16 議案第22号 武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱について
- 17 議案第23号 令和8年度武蔵村山市立小・中学校及び小中一貫校村山学園入学式の告辞について
- 18 議案第24号 令和8年度武蔵村山市立学校教育課程の受理について
- 19 その他
- 20 議案第25号 東京都教育委員会職員の派遣に関する協定締結に係る臨時代理の承認について
- 21 議案第26号 指導主事の任命について

議案第24号
資 料
(別冊)



令和8年2月25日

水泳の授業における人員増加に関する請願

武蔵村山市教育委員会
教育長 池谷光二 様

住所 東京都武蔵村山市大南 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

【請願の要旨】

武蔵村山市立小中一貫校村山学園第四小学校の水泳授業中の児童の安全確保のために人員を増やして下さるようお願い申し上げます。

【理由】

水泳の授業に関して学校に提出する書類の備考欄に、子供の体格が小さいため足の届く水位で授業を受けさせほしい旨を記載したところ、人員不足により常に確認することはできないとの返答がありました。同時に、適正水位を常に保つため水量をやや多めに設定しているとの説明もありました。体格の小さい児童が溺れる危険性の高い状態で授業を受けなければならない状態であると考えられ、2024年7月5日に高知県で起きた事故と同様の事態が起きてしまう事を危惧しております。

また、水泳の授業に参加できない体調の児童が見学の際、屋外のプールサイドで1時間以上過ごさなければならない状態も、近年の猛暑による熱中症のリスクや体調の悪化を招く危険性が非常に高いと危惧しております。学校からは、水泳の授業見学者に対し、屋内で過ごせる場所を設ける事は可能であるが、そこに配置できる人員がないため現状では実現が難しいとの返答がありました。人員の増加により体格の小さい児童だけでなく授業を受ける児童の安全性が向上し、水泳の授業見学者の環境改善と安全確保および体調の悪化予防ができると考えます。

以上の理由により、武蔵村山市立小中一貫校村山学園第四小学校の水泳授業中の児童の安全確保のために人員を増やして下さるようお願い申し上げます。

議案第11号

令和8年度教育予算の補正（第1号）の申出に係る臨時代理の承認について

令和8年度教育予算の補正の申出について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

令和8年3月25日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光二

（提案理由）

令和8年度教育予算について歳出で教育総務費、社会教育費及び保健体育費に補正の申出をする必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理したので、本案を提出します。

1 歳 出

(単位:千円)

款	項	目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	補正後の 予 算 額
9	教育費		3,445,137	5,336	3,450,473
	1	教育総務費	716,722	4,050	720,772
		1 教育委員会費	9,768	55	9,823
		2 事務局費	180,412	638	181,050
		3 教育指導費	306,700	953	307,653
		4 教育振興費	75,139	60	75,199
		5 教育援助費	117,140	2,344	119,484
	5	社会教育費	511,545	1,166	512,711
		1 社会教育総務費	90,892	120	91,012
		2 公民館費	55,353	324	55,677
		3 図書館費	186,594	648	187,242
		4 歴史民俗資料館費	32,297	74	32,371
	6	保健体育費	1,251,091	120	1,251,211
		1 保健体育総務費	39,235	60	39,295
		4 学校給食費	745,958	60	746,018
		歳 出 合 計	3,499,938	5,336	3,505,274

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	目	項	目	理	由	補正前	補正額	補正後	所管課
9	教育費						3,445,137	5,336	3,450,473	
1	教育総務費						716,722	4,050	720,772	
1	教育委員会費					合計 (9・1・1)	9,768	55	9,823	
	教育委員会費経費					旅費に関する条例改正及び鉄道の旅客運賃改定に伴い必要な経費を補正するものである。	164	55	219	教育総務課 教育政策係
2	事務局費					合計 (9・1・2)	180,412	638	181,050	
	一般事務経費					旅費に関する条例改正及び鉄道の旅客運賃改定に伴い必要な経費を補正するものである。	684	638	1,322	教育総務課 教育政策係
3	教育指導費					合計 (9・1・3)	306,700	953	307,653	
	教育指導管理経費					旅費に関する条例改正及び鉄道の旅客運賃改定に伴い必要な経費を補正するものである。	1,600	891	2,491	教育指導課 指導係
	外国青年英語教育推進事業経費					旅費に関する条例改正及び鉄道の旅客運賃改定に伴い必要な経費を補正するものである。	258	62	320	教育指導課 指導係
4	教育振興費					合計 (9・1・4)	75,139	60	75,199	
	特別支援教育推進経費					旅費に関する条例改正及び鉄道の旅客運賃改定に伴い必要な経費を補正するものである。	37	60	97	教育指導課 教育支援係
5	教育援助費					合計 (9・1・5)	117,140	2,344	119,484	
	就学援助経費					物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用事業実施に伴い必要な経費を補正するものである。	92,743	2,344	95,087	教育総務課 学事係
5	社会教育費						511,545	1,166	512,711	
1	社会教育総務費					合計 (9・5・1)	90,892	120	91,012	

	一般事務経費	旅費に関する条例改正及び鉄道の旅客運賃改定に伴い必要な経費を補正するものである。	153	120	273	文化振興課 生涯学習係
2	公民館費	合計（9・5・2）	55,353	324	55,677	
	公民館運営経費	旅費に関する条例改正及び鉄道の旅客運賃改定に伴い必要な経費を補正するものである。	60	36	96	文化振興課 生涯学習係
	雷塚地区会館運営経費	旅費に関する条例改正及び鉄道の旅客運賃改定に伴い必要な経費を補正するものである。	60	72	132	文化振興課 生涯学習係
	中藤地区会館運営経費	旅費に関する条例改正及び鉄道の旅客運賃改定に伴い必要な経費を補正するものである。	60	36	96	文化振興課 生涯学習係
	三ツ木地区会館運営経費	旅費に関する条例改正及び鉄道の旅客運賃改定に伴い必要な経費を補正するものである。	60	72	132	文化振興課 生涯学習係
	残堀・伊奈平地区会館運営経費	旅費に関する条例改正及び鉄道の旅客運賃改定に伴い必要な経費を補正するものである。	60	72	132	文化振興課 生涯学習係
	公民館さいかち分館運営経費	旅費に関する条例改正及び鉄道の旅客運賃改定に伴い必要な経費を補正するものである。	65	36	101	文化振興課 生涯学習係
3	図書館費	合計（9・5・3）	186,594	648	187,242	
	中久保図書館運営経費	旅費に関する条例改正及び鉄道の旅客運賃改定に伴い必要な経費を補正するものである。	144	36	180	図書館
	雷塚図書館運営経費	旅費に関する条例改正及び鉄道の旅客運賃改定に伴い必要な経費を補正するものである。	216	180	396	図書館
	中藤地区図書館運営経費	旅費に関する条例改正及び鉄道の旅客運賃改定に伴い必要な経費を補正するものである。	108	72	180	図書館
	三ツ木地区図書館運営経費	旅費に関する条例改正及び鉄道の旅客運賃改定に伴い必要な経費を補正するものである。	168	72	240	図書館
	大南地区図書館運営経費	旅費に関する条例改正及び鉄道の旅客運賃改定に伴い必要な経費を補正するものである。	180	180	360	図書館
	残堀・伊奈平地区図書館運営経費	旅費に関する条例改正及び鉄道の旅客運賃改定に伴い必要な経費を補正するものである。	144	108	252	図書館

4	歴史民俗資料館費	合計（9・5・4）	32,297	74	32,371	
	歴史民俗資料館運営経費	旅費に関する条例改正及び鉄道の旅客運賃改定に伴い必要な経費を補正するものである。	272	38	310	文化振興課 資料館
	歴史民俗資料館分館運営経費	旅費に関する条例改正及び鉄道の旅客運賃改定に伴い必要な経費を補正するものである。	36	36	72	文化振興課 資料館
6	保健体育費		1,251,091	120	1,251,211	
1	保健体育総務費	合計（9・6・1）	39,235	60	39,295	
	一般事務経費	旅費に関する条例改正及び鉄道の旅客運賃改定に伴い必要な経費を補正するものである。	32	60	92	スポーツ振興課 スポーツ振興係
4	学校給食費	合計（9・6・4）	745,958	60	746,018	
	人事管理経費	旅費に関する条例改正及び鉄道の旅客運賃改定に伴い必要な経費を補正するものである。	108	60	168	学校給食課

議案第12号

武蔵村山市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則について

武蔵村山市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和8年3月25日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光二

(提案理由)

武蔵村山市教育委員会傍聴規則の規定を整備する必要があるため、本案を提出します。

武蔵村山市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則

武蔵村山市教育委員会傍聴規則（平成27年武蔵村山市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「限り」の次に「会議を」を加える。

第3条第2号を次のように改める。

(2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場における示威的行為のために使用されるおそれがあると認められるものを携帯し、又は着用している者

第3条第3号を削り、同条第4号を第3号とし、同条第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条に次の2項を加える。

2 教育長は、必要があると認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして前項第1号から第4号までに掲げる物品等を携帯し、若しくは着用しているか否かを質問し、又は同項第5号若しくは第6号に掲げる状態にあるか否かを確認させることができる。

3 教育長は、前項の質問又は確認に応じない者の傍聴を禁止することができる。

第4条第4号中「批評を加えたり」を「対して批評し」に、「したりしないこと」を「し、及び示威的行為をしないこと」に改め、同条第6号中「等の通信機器を使用しないこと」を「端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること」に改め、同条第7号中「妨げとなるような」を「議事進行を妨げ、又は品位を傷つける」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 決められた出入口以外からは、出入りしないこと。

第5条の見出しを「(写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止)」に改め、同条中「画像、映像、音声等を」を「写真の」に、「録音等」を「録音、録画、放送等を」

に改める。

第6条を削る。

第7条中「前3条」を「前2条」に、「教育長」を「全て係員」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(違反に対する措置)

第7条 傍聴人がこの規則に違反するときは、教育長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

第2号様式(裏)を次のように改める。

(裏)

[傍聴人心得]

- (1) 会議中は、みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 特別な場合を除くほか、帽子、襟巻等を着用しないこと。
- (3) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (4) 議事に対して批評し、賛否を表明し、及び示威的行為をしないこと。
- (5) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (6) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。
- (7) 決められた出入口以外からは、出入りしないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議の議事進行を妨げ、又は品位を傷つける行為をしないこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

武蔵村山市教育委員会傍聴規則新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
<p style="text-align: center;">○武蔵村山市教育委員会傍聴規則</p> <p style="text-align: right;">平成 27 年 教委規則第 3 号</p> <p>（傍聴の手続）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>2 前項の規定により傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り <u>会議を傍聴</u> することができる。</p> <p>3 （略）</p> <p>（傍聴できない者）</p> <p>第 3 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場における示威的行為のために使用されるおそれがあると認められるものを携帯し、又は着用している者。</u></p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) （略）</p> <p>(5) （略）</p> <p>(6) （略）</p> <p><u>2 教育長は、必要があると認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして前項第 1 号から第 4 号までに掲げる物品等を携帯し、若しくは着用しているか否かを質問し、又は同項第 5 号若しくは第 6 号に掲げる状態にあるか否かを確認させることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">○武蔵村山市教育委員会傍聴規則</p> <p style="text-align: right;">平成 27 年 教委規則第 3 号</p> <p>（傍聴の手続）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>2 前項の規定により傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。</p> <p>3 （略）</p> <p>（傍聴できない者）</p> <p>第 3 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>張り紙、ビラ、掲示版、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者</u></p> <p>(3) <u>鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者</u></p> <p>(4) （略）</p> <p>(5) （略）</p> <p>(6) （略）</p> <p>(7) （略）</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p><u>3 教育長は、前項の質問又は確認に応じない者の傍聴を禁止することができる。</u></p> <p>（傍聴人の遵守事項）</p> <p>第4条 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 議事に対して<u>批評し、賛否を表明し、及び示威的行為をしないこと。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 携帯電話<u>端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。</u></p> <p>(7) <u>決められた出入口以外からは、出入りしないこと。</u></p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、会議の<u>議事進行を妨げ、又は品位を傷つける</u>行為をしないこと。</p> <p>（写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止）</p> <p>第5条 傍聴人は、傍聴席において、<u>写真の撮影、録音、録画、放送等を</u>してはならない。ただし、教育長の許可を得た場合は、この限りでない。</p> <p>（指示事項）</p> <p>第6条 <u>前2条</u>に定めるもののほか、傍聴人は、<u>全て係員</u>の指示に従わなければならない。</p> <p>（違反に対する措置）</p> <p>第7条 <u>傍聴人がこの規則に違反するときは、教育長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。</u></p>	<p>（傍聴人の遵守事項）</p> <p>第4条 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 議事に<u>批評を加えたり、賛否を表明したりしないこと。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 携帯電話<u>等の通信機器を使用しないこと。</u></p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、会議の<u>妨げとなるような行為を</u>しないこと。</p> <p>（撮影、録音等の禁止）</p> <p>第5条 傍聴人は、傍聴席において、<u>画像、映像、音声等を</u>撮影、<u>録音等</u>してはならない。ただし、教育長の許可を得た場合は、この限りでない。</p> <p>（指示事項）</p> <p>第7条 <u>前3条</u>に定めるもののほか、傍聴人は、<u>教育長</u>の指示に従わなければならない。</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>第1号様式（略） 第2号様式（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>[傍聴人心得]</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会議中は、みだりに傍聴席を離れないこと。 (2) 特別な場合を除くほか、帽子、襟巻等を着用しないこと。 (3) 飲食及び喫煙をしないこと。 (4) 議事に対して批評し、賛否を表明し、及び示威的行為をしないこと。 (5) 私語、談話、拍手等をしないこと。 (6) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。 (7) 決められた出入口以外からは、出入りしないこと。 (8) 前各号に定めるもののほか、会議の議事進行を妨げ、又は品位を傷つける行為をしないこと。 </div> <p>附 則 <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第1号様式（略） 第2号様式（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>[傍聴人心得]</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会議中は、みだりに傍聴席を離れないこと。 (2) 特別な場合を除くほか、帽子、襟巻等を着用しないこと。 (3) 飲食及び喫煙をしないこと。 (4) 議事に批評を加えたり、賛否を表明したりしないこと。 (5) 私語、談話、拍手等をしないこと。 (6) 携帯電話等の通信機器を使用しないこと。 (7) その他、会議の妨げとなるような行為をしないこと。 </div>

議案第13号

武蔵村山市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規則
の一部を改正する規則について

武蔵村山市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規則の一部を
改正する規則について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和8年3月25日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷光二

(提案理由)

武蔵村山市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規則の一部を
改正する規則の規定を整理する必要があるため、本案を提出します。

武蔵村山市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規則

の一部を改正する規則

武蔵村山市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規則（昭和45年
武蔵村山市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号及び第3条第6号中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

武蔵村山市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規則新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
<p>武蔵村山市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規則</p> <p>昭和45年11月12日教育委員会規則第6号</p>	<p>武蔵村山市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規則</p> <p>昭和45年11月12日教育委員会規則第6号</p>
<p>第1条 略</p> <p>（職員の服務等に関する事務）</p>	<p>第1条 略</p> <p>（職員の服務等に関する事務）</p>
<p>第2条 略</p> <p>（1）から（7）まで 略</p> <p>（8）所属職員の健康管理休暇並びに産前及び産後の休業に関すること。</p> <p>（9）から（12）まで 略</p>	<p>第2条 略</p> <p>（1）から（7）まで 略</p> <p>（8）所属職員の生理休暇並びに産前及び産後の休業に関すること。</p> <p>（9）から（12）まで 略</p>
<p>第3条 略</p> <p>（1）から（5）まで 略</p> <p>（6）所属職員の健康管理休暇並びに産前及び産後の休業に関すること。</p> <p>（7）から（8）まで 略</p>	<p>第3条 略</p> <p>（1）から（5）まで 略</p> <p>（6）所属職員の生理休暇並びに産前及び産後の休業に関すること。</p> <p>（7）から（8）まで 略</p>
<p>第4条から第6条まで 略</p>	<p>第4条から第6条まで 略</p>
<p>附 則</p> <p>この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</p>	

議案第14号

武蔵村山市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

武蔵村山市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和8年3月25日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光二

(提案理由)

武蔵村山市奨学資金条例の廃止に伴い、武蔵村山市教育委員会公印規則の一部を改正する必要があるため、本案を提出します。

武蔵村山市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

武蔵村山市教育委員会公印規則の一部を改正する規則（昭和45年武蔵村山市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1の15の項を次のように改める。

15	削除
----	----

別表第2中 「 15 武蔵村山市教育委員会賞状之印 」 を 「 15 削除 」 に改める。

附 則

この規則は、令和8年3月31日から施行する。

武蔵村山市教育委員会公印規則新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）																																																								
<p>○武蔵村山市教育委員会公印規則 昭和45年11月12日教委規則第7号 (通則) 第1条から第14条まで 略</p> <p>別表第1（第2条・第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 8%;">番号</th> <th style="width: 12%;">名称</th> <th style="width: 12%;">公印番号</th> <th style="width: 8%;">書体</th> <th style="width: 8%;">寸法 (mm)</th> <th style="width: 12%;">用途</th> <th style="width: 12%;">管守者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15</td> <td>削除</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	番号	名称	公印番号	書体	寸法 (mm)	用途	管守者	略							15	削除						略							<p>○武蔵村山市教育委員会公印規則 昭和45年11月12日教委規則第7号 (通則) 第1条から第14条まで 略</p> <p>別表第1（第2条・第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 8%;">番号</th> <th style="width: 12%;">名称</th> <th style="width: 12%;">公印番号</th> <th style="width: 8%;">書体</th> <th style="width: 8%;">寸法 (mm)</th> <th style="width: 12%;">用途</th> <th style="width: 12%;">管守者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15</td> <td>武蔵村山市 奨学資金審 議会会長之 印</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">古印</td> <td style="text-align: center;">方18</td> <td>会長名を もつて処 理する文 書用</td> <td>教育部 教育総 務課長</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	番号	名称	公印番号	書体	寸法 (mm)	用途	管守者	略							15	武蔵村山市 奨学資金審 議会会長之 印	15	古印	方18	会長名を もつて処 理する文 書用	教育部 教育総 務課長	略						
番号	名称	公印番号	書体	寸法 (mm)	用途	管守者																																																			
略																																																									
15	削除																																																								
略																																																									
番号	名称	公印番号	書体	寸法 (mm)	用途	管守者																																																			
略																																																									
15	武蔵村山市 奨学資金審 議会会長之 印	15	古印	方18	会長名を もつて処 理する文 書用	教育部 教育総 務課長																																																			
略																																																									

改正案（新）	現行（旧）
<p>別表第2（第2条関係） 1から14まで 略</p> <div data-bbox="174 300 452 584" style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>15 削除</p> </div> <p>16から24まで 略</p> <p>様式 略</p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は、令和8年3月31日から施行する。</u></p>	<p>別表第2（第2条関係） 1から14まで 略</p> <div data-bbox="1137 300 1415 584" style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>15</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; text-align: center;"> <p>会 金 市 武 長 審 獎 蔵 之 議 学 村 印 会 資 山</p> </div> </div> <p>16から24まで 略</p> <p>様式 略</p>

議案第15号

武蔵村山市奨学資金条例施行規則の廃止の申出について

武蔵村山市奨学資金条例施行規則の廃止の申出について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和8年3月25日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光二

(提案理由)

武蔵村山市奨学資金条例の廃止に伴い、武蔵村山市奨学資金条例施行規則の廃止の申出をする必要があるため、本案を提出します。

武教発第 806 号

令和 8 年 3 月 25 日

武蔵村山市長 山崎 泰大 殿

武蔵村山市教育委員会

市長部局所管の規則の廃止について（申出）

このことについて、市長部局所管の規則の制定を下記のとおり整備する必要が生じたので、所要の事務手続を執っていただきますようお願いいたします。

記

- 1 制定する規則
武蔵村山市奨学資金条例施行規則を廃止する規則
- 2 制定の理由
武蔵村山市奨学資金条例の廃止に伴い、規則を廃止する必要が生じたため
- 3 改正案
別紙のとおり

武蔵村山市奨学資金条例施行規則を廃止する規則

武蔵村山市奨学資金条例施行規則（昭和47年武蔵村山市規則第25号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年3月31日から施行する。

議案第16号

武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
について

武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、
別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和8年3月25日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光二

(提案理由)

学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正により、学校に置くこと
のできる職として新たに主務教諭の職が新設されたことに伴い、規定を整備す
る必要があるため、本案を提出します。

武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則（昭和53年武蔵村山市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条の4を次のように改める。

（主任教諭等）

第6条の4 小中学校に、主務教諭を置くことができる。

2 主務教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

3 主務教諭の職名は、主任教諭とする。

4 小中学校に、その実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の養護をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。

5 前項に規定する主務教諭の職名は、第3項の規定にかかわらず、主任養護教諭とする。

6 小中学校に、その実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。

7 前項に規定する主務教諭の職名は、第3項の規定にかかわらず、主任栄養教諭とする。

第7条中「主幹教諭」の次に「又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭」を加える。

第12条中「第6条の3」を「第6条の4」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
<p>武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則</p> <p>昭和53年9月26日教委規則第5号</p> <p>第1条から第6条の3まで 略</p> <p>（主任教諭等）</p> <p>第6条の4 小中学校に、<u>主務教諭</u>を置くことができる。</p> <p><u>2 主務教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。</u></p> <p><u>3 主務教諭の職名は、主任教諭とする。</u></p> <p><u>4 小中学校に、その実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の養護をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。</u></p> <p><u>5 前項に規定する主務教諭の職名は、第3項の規定にかかわらず、主任養護教諭とする。</u></p> <p><u>6 小中学校に、その実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。</u></p> <p><u>7 前項に規定する主務教諭の職名は、第3項の規定にかかわらず、主任栄養教諭とする。</u></p> <p>（主任）</p> <p>第7条 小中学校に教務主任、生活指導主任、保健主任、学年主任、研究主任及び進路指導主任を置く。ただし、これらの主任の担当する校務を整理する主幹教諭<u>又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭</u>を置くときその他特別の事情のあるときは、これらの主任を置かないことができる。</p>	<p>武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則</p> <p>昭和53年9月26日教委規則第5号</p> <p>第1条から第6条の3まで 略</p> <p>（主任教諭等）</p> <p>第6条の4 小中学校に、<u>特に高度の知識又は経験を要する教諭及び養護教諭の職として、それぞれ主任教諭及び主任養護教諭</u>を置くことができる。</p> <p><u>2 小中学校に、特に高度な知識又は経験を必要とする栄養教諭の職として、主任栄養教諭を置くことができる。</u></p> <p>（主任）</p> <p>第7条 小中学校に教務主任、生活指導主任、保健主任、学年主任、研究主任及び進路指導主任を置く。ただし、これらの主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これらの主任を置かないことができる。</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>第8条から第11条まで 略</p> <p>（必要な職員）</p> <p>第12条 第6条から第6条の4までに定めるもののほか、法第37条第2項及び同項を準用する法第49条に規定する必要な職員については、別に定める。</p> <p>第13条から第31条まで 略</p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第8条から第11条まで 略</p> <p>（必要な職員）</p> <p>第12条 第6条から第6条の3までに定めるもののほか、法第37条第2項及び同項を準用する法第49条に規定する必要な職員については、別に定める。</p> <p>第13条から第31条まで 略</p>

議案第17号

武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則について

武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和8年3月25日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光二

(提案理由)

学校給食費の無償化及び食物アレルギー対応マニュアルの決定に伴い、規定を整理する必要があるため、本案を提出します。

武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則

武蔵村山市立学校の給食費に関する規則（平成17年武蔵村山市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条中「疾患により給食の」を「疾患等により給食の全部又は」に改め、「場合において、給食を牛乳又はそれ以外のものに区分してそのいずれかを摂ることができる」を削り、「給食費につき、そのいずれか」を「給食の全部又は一部を停止するとともに、その」に改める。

附則第2項（見出しを含む。）中「令和7年度」を「令和8年度」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

武蔵村山市立学校の給食費に関する規則新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
<p>武蔵村山市立学校の給食費に関する規則</p> <p>平成17年武蔵村山市教育委員会規則第1号</p> <p>第1条－第7条 略 （児童又は生徒に係る給食費の減額）</p> <p>第8条 教育委員会は、児童又は生徒がアレルギー性の<u>疾患等により給食の全部又は一部</u>を摂ることができないときは、当該児童又は生徒に係る<u>給食の全部又は一部を停止するとともに、その摂ることができない部分に相当する給食費の額を減額することができる。</u></p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。 （<u>令和8年度</u>に実施する学校給食に係る給食費の負担に関する特例）</p> <p>2 第4条の規定にかかわらず、同条の規定により児童又は生徒の保護者が負担すべき<u>令和8年度</u>の給食費は、市が負担するものとする。ただし、当該保護者が次の各号に掲げるいずれかの給付により負担すべき給食費の支給を受けており、又は給食費を負担することについて委員会が不相当と認める場合を除く。 (1)－(3) 略</p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>武蔵村山市立学校の給食費に関する規則</p> <p>平成17年武蔵村山市教育委員会規則第1号</p> <p>第1条－第7条 略 （児童又は生徒に係る給食費の減額）</p> <p>第8条 教育委員会は、児童又は生徒がアレルギー性の<u>疾患により給食の一部</u>を摂ることができない<u>場合において、給食を牛乳又はそれ以外のものに区分してそのいずれかを摂ることができるときは、当該児童又は生徒に係る給食費につき、そのいずれか</u>摂ることができない部分に相当する給食費の額を減額することができる。</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。 （<u>令和7年度</u>に実施する学校給食に係る給食費の負担に関する特例）</p> <p>2 第4条の規定にかかわらず、同条の規定により児童又は生徒の保護者が負担すべき<u>令和7年度</u>の給食費は、市が負担するものとする。ただし、当該保護者が次の各号に掲げるいずれかの給付により負担すべき給食費の支給を受けており、又は給食費を負担することについて委員会が不相当と認める場合を除く。 (1)－(3) 略</p>

議案第18号

武蔵村山市立学校職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程に
ついて

武蔵村山市立学校職員出勤整理規程規程の一部を改正する規程について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和8年3月25日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光二

(提案理由)

生理休暇の名称の変更等に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出します。

武蔵村山市立学校職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程

武蔵村山市立学校職員出勤記録整理規程（昭和50年武蔵村山市教育委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

「

別表中	週休日	週休
-----	-----	----

」

「

を	在宅勤務等	在宅	に改め、
	週休日	週休	

」

同表生理休暇の項中「生理休暇」を「健康管理休暇」に、「生休」を「健休」に改め、同表傷病欠勤の項を削る。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

武蔵村山市立学校職員出勤記録整理規程新旧対照表

改 正 案 (新)	現 行 (旧)																																				
武蔵村山市立学校職員出勤記録整理規程	武蔵村山市立学校職員出勤記録整理規程																																				
昭和50年5月24日教委規程第4号	昭和50年5月24日教委規程第4号																																				
第1条から第7条まで 略	第1条から第7条まで 略																																				
別表(第4条関係)	別表(第4条関係)																																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事由</th> <th style="width: 50%;">表示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>在宅勤務等</td> <td>在宅</td> </tr> <tr> <td>週休日</td> <td>週休</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康管理休暇</td> <td>健休</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事由	表示	略		在宅勤務等	在宅	週休日	週休	略		健康管理 休暇	健 休	略				略		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事由</th> <th style="width: 50%;">表示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>週休日</td> <td>週休</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生理休暇</td> <td>生休</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>傷病欠勤</td> <td>傷欠</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事由	表示	略				週休日	週休	略		生理 休暇	生 休	略		傷病欠勤	傷欠	略	
事由	表示																																				
略																																					
在宅勤務等	在宅																																				
週休日	週休																																				
略																																					
健康管理 休暇	健 休																																				
略																																					
略																																					
事由	表示																																				
略																																					
週休日	週休																																				
略																																					
生理 休暇	生 休																																				
略																																					
傷病欠勤	傷欠																																				
略																																					
<p>附 則 この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>																																					

議案第19号

令和8年度武蔵村山市学校給食基本計画について

令和8年度武蔵村山市学校給食基本計画について、別紙のとおり決定するため、教育委員会の議決を求めます。

令和8年3月25日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷光二

(提案理由)

令和8年度武蔵村山市学校給食基本計画を定める必要があるため、本案を提出します。

令和 8 年 度

武蔵村山市学校給食基本計画書



武蔵村山市広報キャラクター

「Mジロ」

武蔵村山市教育委員会

目 次

1	基本方針	
(1)	学校給食実施に関する基本方針	1
(2)	学校給食業務実施に当たっての基本的事項	1
2	基本計画	
(1)	年間給食日数	4
(2)	給食1食当たりの単価及び給食費の額	4
(3)	給食基本人員	5
(4)	献立目標	5
(5)	学校給食センターの稼働	6
ア	武蔵村山市防災食育センター(小学校委託分)の学期別稼働表	6
	令和8年度 小学校給食業務稼働表	7
イ	武蔵村山給食センター(中学校委託分)の学期別稼働表	8
	令和8年度 中学校給食業務稼働表	9
3	歳入歳出予算概要	
(1)	歳入予算	10
(2)	歳出予算	10
(3)	歳入予算の内訳	11
ア	給食費	11
イ	過年度分給食費	11
ウ	試食会費	12

1 基本方針

(1) 学校給食実施に関する基本方針

学校給食は、学校給食法（昭和29年法律第160号）で定めるとおり、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである。

また、同法では、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる学校給食の目標が達成されるよう努めなければならないと定められており、本市の学校教育においても、これらの目標の達成に向けて、学校給食を実施するものであり、国が示す学校給食実施基準により、地域の特徴を加えながら実施していくものである。

ア 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。

イ 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。

ウ 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。

エ 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

オ 食生活が食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。

カ 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。

キ 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

(2) 学校給食業務実施に当たっての基本的事項

ア 学校給食の実施について

成長期にある児童及び生徒の健康の保持増進を図るため、学校給食実施基準（平成21年度文部科学省告示第61号）を踏まえ、栄養バランスのとれた豊かで多様な献立の実施と魅力ある学校給食の提供に努める。

イ 食育・地産地消の推進について

毎月の予定献立表を活用して食に関する情報を提供するとともに、旬の食材や行事食・郷土食を献立に取り入れるほか、ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食：日本人の伝統的な食文化」についても理解が深まるような献立の実施に努める。また、地元農家の協力を得て

地場食材を積極的に導入する。

ウ 安全・衛生管理について

学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）や厚生労働省の大量調理施設衛生管理マニュアル、国等の衛生管理に関する通知等に基づき、給食施設等の点検・清掃、食品の適正な取扱い、学校給食従事者の衛生管理及び健康管理等を徹底するとともに、学校給食従事者に対する研修等の実施により衛生意識の徹底を図り、食中毒などの事故防止に努める。

また、学校給食におけるアレルギー対応食（除去食）については、令和7年度に実施された「卵」の除去食の提供に引き続き、「乳」の除去食の提供開始を令和8年度中に小・中学校同時に実施するものとする。

エ 学校給食費会計の公平化・公正化について

学校給食費は、国の通知である学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について（令和5年8月31日付5文科初第1043号）により、公会計化の推進が求められていることから、「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を参考にしながら、近い将来の公会計化の実施を目指し準備を進めるものとする。

オ 給食業務の民間委託について

小学校学校給食調理等業務については、武蔵村山市防災食育センター（武蔵村山市榎）にて令和7年3月から令和13年7月（77か月）まで公設民営の委託方式で実施する。

また、中学校学校給食調理等業務については、武蔵村山給食センター（武蔵村山市伊奈平）にて令和7年4月から令和12年7月まで（64か月）民設民営の委託方式で実施する。

今後も、安全で安心できる学校給食の提供がなされるよう、受託者に対する監理指導を徹底する。

以上のことを踏まえ、引き続き安全・安心でバランスのとれた安全でおいしい学校給食を提供するとともに、学校給食費会計の健全な運営に向けて努めるものとする。

令和８年度の学校給食費については、令和８年第一回武蔵村山市議会定例会において、令和８年度一般会計当初予算案が可決された場合は、引き続き、東京都の補助金を活用し、児童・生徒分について無償化とする予定である。以下、本計画書に記載している内容は、無償化を見越した内容である。

2 基本計画

(1) 年間給食日数

児童・生徒等に係る年間給食日数は、「武蔵村山市立学校の給食費に関する規則」（以下、「規則」という。）により、アからカまでに掲げる区分に応じ定めている。

ア	小学校第1学年の児童	177日
イ	小学校第2学年から第6学年までの児童	186日
ウ	小学校の職員	192日
エ	中学校第1学年及び第2学年の生徒	183日
オ	中学校第3学年の生徒	180日
カ	中学校の職員	192日

(2) 給食1食当たりの単価及び給食費の額

ア 令和7年度の給食費については、前年度と同様に児童・生徒分については、公費負担（無償化）とするものの、給食1食当たりの単価及び給食費の額は規則で定めており、令和7年4月から改定し次のとおりとなっている。

区 分		1食当たりの単価	月 額	
			4月から翌年2月まで(8月を除く。)	3月
小学校	第1学年	303円	5,000円	3,631円
	第2学年	303円	5,500円	1,358円
	第3・4学年	319円	5,500円	4,334円
	第5・6学年	337円	6,000円	2,682円
	教職員	337円	6,000円	4,704円
中学校	第1・2学年	372円	6,500円	3,076円
	第3学年	372円	6,500円	1,960円
	教職員	372円	7,000円	1,424円

(3) 給食基本人員

小・中学校における給食基本人員は次のとおり。

区 分	児童・生徒	教職員	合 計
小 学 校	3, 4 0 5 人	2 4 4 人	3, 6 4 9 人
中 学 校	1, 7 4 5 人	1 4 3 人	1, 8 8 8 人
合 計	5, 1 5 0 人	3 8 7 人	5, 5 3 7 人

※ 「令8年度学級編制資料（10.1現在見込）」の数値を引用

(4) 献立目標

小・中学校における主食の区分による献立目標は次のとおりとする。

小 学 校			中 学 校		
主食の区分	日 数	割 合	主食の区分	日 数	割 合
米 飯	日 1 5 3	% 8 0	米 飯	日 1 7 0	% 8 8
パ ン	1 9	1 0	パ ン	1 1	6
麵 類	2 0	1 0	麵 類	1 1	6
合 計	1 9 2	1 0 0	合 計	1 9 2	1 0 0

(5) 学校給食センターの稼働

ア 武蔵村山市防災食育センター(小学校委託分)の学期別稼働表

学 期	稼 働 期 間		稼 働 日 数	
	月	期 間	月 別	学期別
1 学 期	4月	9日～30日	15日	67日
	5月	1日～29日	18日	
	6月	1日～30日	22日	
	7月	1日～16日	12日	
2 学 期	9月	1日～30日	19日	77日
	10月	1日～30日	21日	
	11月	2日～30日	19日	
	12月	1日～24日	18日	
3 学 期	1月	12日～29日	14日	48日
	2月	1日～26日	18日	
	3月	1日～23日	16日	
合 計			192日	



武蔵村山市広報キャラクター
「Mジロ」

令和8年度 小学校給食業務稼働表

4月 (15回)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

4/7始業式・(仮)入学式

5月 (18回)						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6月 (22回)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月 (12回)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

7/17終業式

9月 (19回)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

9/1始業式

10月 (21回)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11月 (19回)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12月 (18回)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

12/25終業式

1月 (14回)						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

1/8始業式

2月 (18回)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3月 (16回)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

3/24(仮)卒業式・25修了式

*稼働日192日
 *小学校の給食実数186回
 *小学1年生の給食実数177回
 (注) []内は、稼働日
 ○印は祝日等を表す。

イ 武蔵村山給食センター(中学校委託分)の学期別稼働表

学 期	稼 働 期 間		稼 働 日 数	
	月	期 間	月 別	学期別
1 学 期	4月	9日～30日	15日	67日
	5月	1日～29日	18日	
	6月	1日～30日	22日	
	7月	1日～16日	12日	
2 学 期	9月	1日～30日	19日	77日
	10月	1日～30日	21日	
	11月	2日～30日	19日	
	12月	1日～24日	18日	
3 学 期	1月	8日～29日	15日	48日
	2月	1日～26日	18日	
	3月	1日～23日	15日	
合 計			192日	



武蔵村山市広報キャラクター
「Mジロ」

令和8年度 中学校給食業務稼働表

4月 (15回)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

4/7始業式・8(仮)入学式

5月 (18回)						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6月 (22回)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月 (12回)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

7/17終業式

9月 (19回)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

9/1始業式

10月 (21回)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11月 (19回)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12月 (18回)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

12/25終業式

1月 (15回)						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

1/8始業式

2月 (18回)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

3月 (15回)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

3/19卒業式・(仮)24修了式

*稼働日192日
 *中学校の給食実数183回
 *中学3年生の給食実数180回
 (注) []内は、稼働日
 ○印は祝日等を表す。

3 歳入歳出予算概要

(1) 歳入予算

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増(△)減	説 明
	千円	千円	千円	
給食費	345,508	351,689	△ 6,181	11 ページ参照
過年度分給食費	2,319	1,123	1,196	11 ページ参照
試食会費	125	73	52	12 ページ参照
雑入	1	1	0	
繰越金	1	1	0	前年度繰越金
合 計	347,954	352,887	△ 4,933	

(2) 歳出予算

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増(△)減	説 明
	千円	千円	千円	
食 材 費	347,954	352,887	△ 4,933	
合 計	347,954	352,887	△ 4,933	

(3) 歳入予算の内訳

ア 給食費

区 分		1食当たりの 単 価	基本人員	給食日数	収入(見込)額
		円	人	日	円
小 学 校	第1学年	303	516	177	27,673,596
	第2学年	303	567	186	31,954,986
	第3・4学年	319	1,132	186	67,166,088
	第5・6学年	337	1,190	186	74,591,580
	職 員	337	244	192	15,787,776
	小 計		3,649		217,174,026
中 学 校	第1・2学年	372	1,143	183	77,810,868
	第3学年	372	602	180	40,309,920
	職 員	372	143	192	10,213,632
	小 計		1,888		128,334,420
合 計			5,537		345,508,446

イ 過年度分給食費

年 度	調定(見込)額	収入割合(%)	収入(見込)額
令和2年度	978,000	10.00	97,800
令和3年度	3,279,000	20.00	655,800
令和4年度	2,612,000	30.00	783,600
令和5年度	1,521,000	35.00	532,350
令和6年度	100,000	50.00	50,000
令和7年度	200,000	90.00	180,000
合 計			2,299,550

ウ 試食会費

区 分	1食当たりの 単 価	予定人数	調定(見込)額	収入割合	収入(見込)額
小学校	円 350	(15回) 人 延べ 300	円 105,000	% 100	円 105,000
中学校	400	(5回) 延べ 50	20,000	100	20,000
合 計		(20回) 延べ 350	125,000	100	125,000

議案第20号

武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命について

武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和8年3月25日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光 二

(提案理由)

武蔵村山市立第一小学校、第二小学校、第三小学校、大南学園第七小学校、第八小学校、第九小学校、第十小学校、第三中学校及び第五中学校の学校運営協議会委員の任期満了に伴い、新たに委員の任命をする必要があるため、本案を提出します。

(解任)

1 武蔵村山市立第一小学校学校運営協議会委員

2 氏名・住所・選出区分

氏名	住所	選出区分
高橋 悦子	武蔵村山市学園	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)

(委任)

1 武蔵村山市立第一小学校学校運営協議会委員

2 委 嘱 年 月 日 令和8年1月1日

3 任 期 令和8年1月1日から令和9年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

氏名	住所	選出区分
原田 妙子	武蔵村山市本町	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)

※敬称略

(解任)

1 武蔵村山市立小中一貫校大南学園第七小学校学校運営協議会委員

2 氏名・住所・選出区分

氏名	住所	選出区分
古波蔵 むつ子	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)

(委任)

1 武蔵村山市立小中一貫校大南学園第七小学校学校運営協議会委員

2 委嘱年月日 令和8年1月1日

3 任期 令和8年1月1日から令和9年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

氏名	住所	選出区分
矢島 麻紀子	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)

※敬称略

(解任)

1 武蔵村山市立第三中学校学校運営協議会委員

2 氏名・住所・選出区分

氏名	住所	選出区分
内野 正義	武蔵村山市神明	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)

(委任)

1 武蔵村山市立第三中学校学校運営協議会委員

2 委 嘱 年 月 日 令和8年1月1日

3 任 期 令和8年1月1日から令和9年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

氏名	住所	選出区分
内野 恵美子	武蔵村山市中藤	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)

※敬称略

(委嘱)

1 武蔵村山市立第二小学校学校運営協議会委員

2 委 嘱 年 月 日 令和8年4月1日

3 任 期 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

No	氏 名	住 所	選 出 区 分
1	加藤 浩一	武蔵村山市岸	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
2	渡邊 公一	武蔵村山市岸	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
3	乙幡 芳美	武蔵村山市三ツ木	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
4	藤井 昭二	武蔵村山市岸	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
5	川口 実	武蔵村山市三ツ木	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
6	下村 芳江	武蔵村山市三ツ木	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
7	足本 憲治	武蔵村山市三ツ木	教育に関し識見を有する者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第5号該当)
8	西馬 慎司	武蔵村山市三ツ木	対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第2号該当)
9	山本 由季菜	武蔵村山市三ツ木	対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第2号該当)
10	服部 拓美	武蔵村山市三ツ木	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
11	仲 純平	武蔵村山市三ツ木	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
12	富田 基輝	武蔵村山市三ツ木	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
13	山本 貴司	武蔵村山市三ツ木	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略、順不同

(委嘱)

1 武蔵村山市立第三小学校学校運営協議会委員

2 委 嘱 年 月 日 令和8年4月1日

3 任 期 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

No	氏 名	住 所	選 出 区 分
1	宮下 秀邦	武蔵村山市神明	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
2	金井 阿佐乃	武蔵村山市神明	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
3	江郷 勝哉	武蔵村山市中央	教育に関し識見を有する者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第5号該当)
4	岡村 直美	武蔵村山市神明	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
5	峰岸 喬	武蔵村山市神明	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
6	高橋 富子	武蔵村山市中藤	教育に関し識見を有する者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第5号該当)
7	山田 秀海	武蔵村山市中藤	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
8	川島 一利	武蔵村山市中央	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第2号該当)
9	指田 良則	武蔵村山市中央	対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第2号該当)
10	矢代 英生	武蔵村山市神明	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
11	井上 ゆみ	武蔵村山市中藤	対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第2号該当)
12	田島 照久	武蔵村山市中藤	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
13	八木 貴雄	武蔵村山市中藤	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
14	今西 伸行	武蔵村山市中藤	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
15	阿南 晃介	武蔵村山市中藤	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略、順不同

(委嘱)

1 武蔵村山市立第八小学校学校運営協議会委員

2 委 嘱 年 月 日 令和8年4月1日

3 任 期 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

No	氏 名	住 所	選 出 区 分
1	井上 一弘	武蔵村山市三ツ藤	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
2	加羽澤 範明	武蔵村山市伊奈平	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
3	有馬 光彦	武蔵村山市三ツ藤	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
4	三瓶 清敏	武蔵村山市残堀	対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第2号該当)
5	永井 ひとみ	武蔵村山市伊奈平	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
6	疋田 美登里	武蔵村山市三ツ藤	教育に関し識見を有する者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第5号該当)
7	渡辺 隆浩	武蔵村山市学園	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
8	菊地 孝幸	武蔵村山市残堀	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
9	石井 勝成	武蔵村山市残堀	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
10	田島 由美	武蔵村山市三ツ藤	対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第2号該当)
11	勝原 慎吾	武蔵村山市三ツ藤	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
12	角谷 俊一	武蔵村山市中原	教育に関し識見を有する者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第5号該当)

※敬称略、順不同

(委嘱)

1 武蔵村山市立第九小学校学校運営協議会委員

2 委 嘱 年 月 日 令和8年4月1日

3 任 期 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

No	氏 名	住 所	選 出 区 分
1	石橋 修	武蔵村山市榎	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
2	吉田 千賀	武蔵村山市学園	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
3	小川 香代子	武蔵村山市榎	教育に関し識見を有する者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第5号該当)
4	石川 裕子	武蔵村山市学園	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
5	佐藤 憲子	武蔵村山市学園	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
6	池亀 武夫	武蔵村山市榎	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
7	美野 郁夫	武蔵村山市学園	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
8	三澤喜美子	武蔵村山市学園	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
9	高橋 陽子	武蔵村山市榎	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
10	山口 早都子	武蔵村山市榎	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
11	横山 正彦	武蔵村山市学園	教育に関し識見を有する者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第5号該当)
12	吉岡 明子	武蔵村山市学園	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
13	大野 拓哉	武蔵村山市学園	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
14	及川 貴史	武蔵村山市学園	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
15	永井 輝彦	武蔵村山市学園	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略、順不同

(委嘱)

1 武蔵村山市立第十小学校学校運営協議会委員

2 委 嘱 年 月 日 令和8年4月1日

3 任 期 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

No	氏 名	住 所	選 出 区 分
1	安 部 正	武蔵村山市中原	対象学校の運営に資する活動を行う者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第3号該当)
2	齊 藤 早 苗	武蔵村山市残堀	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
3	吉 田 豊	武蔵村山市残堀	対象学校の運営に資する活動を行う者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第3号該当)
4	鈴 木 成 夫	武蔵村山市残堀	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
5	福 本 安 廣	武蔵村山市残堀	教育に関し識見を有する者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第5号該当)
6	高 橋 薫	武蔵村山市残堀	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
7	品 川 晃 彦	武蔵村山市残堀	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
8	雨 宮 將 美	武蔵村山市残堀	対象学校の運営に資する活動を行う者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第3号該当)
9	石 井 康 司	武蔵村山市残堀	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
10	勝 亦 圭 子	武蔵村山市残堀	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
11	秋 吉 健 司	武蔵村山市残堀	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
12	水 間 信 護	武蔵村山市残堀	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
13	松 下 剛	武蔵村山市残堀	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略、順不同

(委嘱)

1 武蔵村山市立第五中学校学校運営協議会委員

2 委 嘱 年 月 日 令和8年4月1日

3 任 期 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

No	氏 名	住 所	選 出 区 分
1	堀内 一弘	武蔵村山市中原	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
2	高橋 圭子	武蔵村山市残堀	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
3	荒幡 善政	武蔵村山市三ツ木	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
4	加園 一茂	武蔵村山市三ツ木	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
5	堀上 みち子	武蔵村山市中原	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
6	水野 光子	武蔵村山市残堀	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
7	玉井 博子	武蔵村山市残堀	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
8	小田 理英	武蔵村山市三ツ木	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
9	西川 義則	武蔵村山市三ツ木	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
10	中山 貴興	武蔵村山市中原	教育に関し識見を有する者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第5号該当)
11	比留間 望	武蔵村山市残堀	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
12	藤本 みづほ	武蔵村山市伊奈平	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
13	渡邊 功	武蔵村山市残堀	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
14	柴田 譲	武蔵村山市残堀	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略、順不同

議案第21号

武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について

武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和8年3月25日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷光二

(提案理由)

武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の任期満了に伴い、新たに委嘱する必要があるため、本案を提出します。

- 1 武蔵村山市立学校 学校医
- 2 委嘱年月日 令和8年4月1日
- 3 任期 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 担当校・氏名・医院名等

担当校	氏名	医院名・所在地
小中一貫校村山学園第四小学校	水野真理	向日葵クリニック (武蔵村山市学園)

- 1 武蔵村山市立学校 学校歯科医
- 2 委嘱年月日 令和8年4月1日
- 3 任期 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 担当校・氏名・医院名等

担当校	氏名	医院名・所在地
第三小学校	乙幡和利	乙幡歯科医院 (武蔵村山市残堀)

1 武蔵村山市立学校 学校薬剤師

2 委嘱年月日 令和8年4月1日

3 任期 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 担当校・氏名・医院名等

担当校	氏名	医院名・所在地
第二小学校	下上 裕太郎	みなみ薬局 (武蔵村山市伊奈平)
雷塚小学校	藤澤 拓弥	おもてなし薬局 (武蔵村山市大南)

議案第22号

武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱について

武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和8年3月25日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光 二

(提案理由)

武蔵村山市スポーツ推進委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱する必要があるため、本案を提出します。

1 武蔵村山市スポーツ推進委員

2 委 嘱 年 月 日 令和8年4月1日

3 任 期 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

4 氏 名 ・ 住 所

氏 名	住 所
宇津木 章	武蔵村山市三ツ木
加々見 茂	武蔵村山市三ツ木
川島 良夫	武蔵村山市学園
田畑 智美	武蔵村山市大南
富田 弘恵	武蔵村山市大南
富山 圭子	武蔵村山市三ツ木
永井 信浩	武蔵村山市大南
長野 善郎	武蔵村山市三ツ木
長嶺 毅	武蔵村山市学園
丸山 美保子	武蔵村山市大南
八代 忠	武蔵村山市大南
吉澤 和泉	武蔵村山市神明

※敬称略

議案第23号

令和8年度武蔵村山市立小・中学校及び小中一貫校村山学園入学式の告辞について

令和8年度武蔵村山市立小・中学校及び小中一貫校村山学園入学式の告辞について、別紙のとおり決定するため、教育委員会の議決を求めます。

令和8年3月25日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷光二

(提案理由)

令和8年度武蔵村山市立小・中学校及び小中一貫校村山学園入学式の告辞を定める必要があるため、本案を提出します。

令和八年度 武蔵村山市立小学校入学式 教育委員会告辞

一年生のみなさん、御入学おめでとございます。

みなさんは、今日から、いよいよ〇〇小学校の一年生です。

みなさん、とても嬉しそうに見えます。きつと、ランドセルを背負って学校に通う日を、ずっと前から楽しみにしていたのでしょうか。

みなさんが、これから、明るく元気な小学生になるように、三つのお願いをします。

一つ。先生のお話をよく聞いて、進んで勉強したり、運動したりしてください。分からないことは、何でも先生方に聞いてみましょう。〇〇小学校の先生方は、やさしく丁寧に教えてくださいます。

二つ。友達をたくさんつくってください。みんなと仲良くし、困っている友達や、一人でいる友達を見たら、やさしい言葉をかけてあげましょう。そして、友達のよいところをたくさん見付けてください。

三つ。先生方や友達に、しっかりとあいさつをしましょう。だれにでも、「おはようございます」「ありがとうございます」が、すぐに言える人になって欲しいと思います。

先生のお話をよく聞く子。友達と仲よくする子。あいさつをする子。この三つのことに気を付けて、明日から、明るく、元気よく学校に通ってください。

保護者の皆様方に申し上げます。お子様の御入学、誠におめでとございます。この純真な一年生が、健やかに伸び伸びと、六か年の小学校の課程を修了できますように、学校と家庭の緊密な連携をお願いし、教育委員会の告辞いたします。

令和八年四月七日

武蔵村山市教育委員会

(約六百文字・約二分)

令和八年度 武蔵村山市立中学校入学式 教育委員会告辞

本日ここに、武蔵村山市立第〇中学校の令和七年度入学式が挙行されるに当たり、教育委員会として御挨拶申し上げます。

新入生の皆さん、御入学おめでとうございます。これからの三年間、皆さんの心と体は、とても大きく成長する大切な時期になります。今から話す二つのことを心に留めて一日一日を過ごすことが、皆さんの将来を拓くことにつながります。

一つは、進んで学習し、よく考えて判断すること。もう一つは、自分の行動を振り返り、正しい行動を心がけ、自分自身を向上させていくことです。これらは、とても大切なことであり、自分から進んで実行することで、充実した中学校生活を送ることができます。そのためには、自分で目標を定め、実現に向けて努力し続ける姿勢が大切です。目標は、勉強や部活動、趣味や特技など、人によって様々です。一人一人が個性を生かし、目標を定めてください。そして、充実した学校生活を自分の努力で築いていく、そんな中学生になることを期待しています。

さて、保護者の皆様におかれましては、本日の入学式を心からお喜びのことと思います。中学校生活では、成長の過程で様々な変化に出会います。お子様の健やかな成長のために、お子様としっかり向き合うことや話し合うことを大切にしてください。そうした中で、保護者の皆様には、子供たちの幸せを願う気持ちをこれまで以上に伝えていただくことをお願いいたします。

中学校生活において、不安を感じることも多々あるかと思いますが、それを乗り越えるには、何よりも学校と家庭との協力が必要です。何とぞ、本校の教育に対する深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本校教職員の皆様に、本日入学された生徒、保護者の皆様、そして地域の方々の願いを受けとめ、一人一人の生徒の能力と個性を豊かに伸ばす教育をお願い申し上げます。教育委員会の告辞といたします。

令和八年四月八日

武蔵村山市教育委員会

(約八百文字・約三分)

令和八年度 武蔵村山市立小中一貫校村山学園入学式 教育委員会告辞

村山学園、一年生のみなさん、そして、七年生のみなさん、御入学おめでとうございます。

まず、一年生のみなさんにお話をします。

学校では先生がいろいろな勉強を教えてくださいます。先生のお話をしっかりと聞いて、一生懸命勉強しましょう。

次に、友達と仲良くしましょう。友達の名前を早く覚えて、たくさん友達を作りましょう。

困ったことがあったら、先生にお話してください。村山学園の先生は、だれでも優しくお話を聞いてくれます。

七年生の皆さんにお話をします。

今日から、村山学園の七年生としての新しい生活がはじまります。新しい教科も始まります。

先生方や先輩から様々なことを教えてもらいながら、村山学園の七年生として、自信と誇りをもって生活できるよう努力し、自分の力をより大きく伸ばしてください。

一年生は、明るく、心のやさしい村山学園の子供として、また、七年生は、立派な中学生として成長されることを楽しみにしています。

保護者の皆様、お子様の御入学、誠におめでとございます。

教職員の皆様には、小中一貫校である村山学園に入学した、一年生と七年生が、健やかに伸び伸びと、九か年の義務教育の課程を修了できますように、学校と家庭の緊密な連携をお願いし、告辞いたします。

令和八年四月八日

武蔵村山市教育委員会

(約六百文字・約二分)

議案第24号

令和8年度武蔵村山市立学校教育課程の受理について

令和8年度武蔵村山市立学校教育課程の受理について、別冊のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和8年3月25日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光二

(提案理由)

令和8年度武蔵村山市立学校教育課程を受理する必要があるため、本案を提出します。

議案第25号

東京都教育委員会職員の派遣に関する協定締結に係る臨時代理の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定による東京都教育委員会職員の派遣に関する協定締結について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

令和8年3月25日

武蔵村山市教育委員会
教育長 池谷光二

（提案理由）

東京都教育委員会職員の派遣に関する協定を締結する必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理したので、本案を提出します。

議案第26号

指導主事の任命について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第2項の規定により指導主事を任命する必要があるため、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和8年3月25日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷光二

（提案理由）

指導主事の変更及び更新により、新たに任命する必要があるため、本案を提出します。